

食育の推進と栄養教諭

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある中学校では、生徒たちの生活実態を調査したところ、特に気になることが2点見つかった。1点目は、朝食を取らない生徒が多く、3学年になるとその傾向が強まるということ、2点目は、休日等ではファストフードを多く利用し、炭水化物や高カロリーの食物の取得が多く、栄養バランスが取れていない結果が判明した。

そこで、栄養教諭は、養護教諭や保健主事と連携して、その改善に向けた方策を検討し、①12月に各学級での特別活動の時間での食育の授業を実施する②各学年の生徒集会で給食委員会の生徒主導の食育イベントを実施する③1月24日に、保護者や地域の方を対象とした「給食試食会と家庭での食育の講演」の実施を管理職に提案した。その際、栄養教諭のかかわり方を含め協議し、職員会議を経て、実施することとなった。

【関係法令】

食育基本法第11条

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2（略）

学校教育法第37条13項

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

ワンポイントレッスン

子供たちにとって学校での楽しみの一つは、学校給食である。近年、子供たちを取り巻く社会環境や家庭環境、更に、朝食の欠食・食生活の乱れ・肥満など子供たちの生活習慣の実態等から学校給食の重要性が再確認されるとともに、食に関する関心と理解のための食育の重要性が求められている。

その中心的な役割は、学校に配置されている学校栄養職員と栄養教諭が担うこととなる。

1 食育基本法第1条（目的）

「この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。」と定義されている。

更に、食育基本法の中では、「食育」を次のように位置付けている。

①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの

②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

2 「栄養教諭」の制度化

栄養教諭は、平成14年9月、中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」の中で示され、これ以降様々な場で生活習慣の改善や食に関する指導の充実が求められ、平成17年に、食に関する指導の専門家として制度化された。

それまでは、各学校では、学校栄養職員が養護教諭や保健主事等と連携して、子供たちの生活習慣の改善等の指導に当たっていたが、栄養教諭の配置により「食育」の推進について、より専門性が高まることとなった。

3 「栄養教諭」の配置と職務について

栄養教諭は、学校栄養職員とは違い、「教育公務員特例法」の適用となり、「教育公務員」としての身分が与えられる。しかしながら、栄養教諭は、設置を義務付ける必置主義ではなく、任意設置主義となっており、全国の学校に配置されているわけではない。千葉県においても、令和2年5月1日現在、261名が配置されている状況であり、全校配置とはなっていない。

これまで、千葉県では栄養教諭は、栄養教諭有資格者で、学校栄養職員として3年の実務経験を踏まえ、栄養教諭としての選考に合格した場合、栄養教諭として配置されていたが、今年度から公立学校教員採用候補者選考の中に、栄養教諭としての選考が行われるようになった。

食育の充実を求めた栄養教諭の制度化の観点から全国においても、全校配置に向けた動きが期待されるものである。

さて、栄養教諭の職務については、学校教育法において、「児童の栄養の指導及び管理」と示されている。更に、食育基本法では、食に関する関心と理解のために、様々な機会や

場所で食育を推進するよう求め、改正された学校給食法においても、学校給食を活用した食育の推進が求められている。

4 本ケースから考えること

当該校のケースでは、積極的な食育の推進と栄養教諭としての役割を理解した提案がされている。特に、①栄養教諭だけでなく関係教職員と連携して取り組もうとしている点②当該校の生徒の実態を把握・分析している点③様々な機会を設けて食育を推進する点④食育の推進の観点で家庭や地域を巻き込んでいく点などが挙げられよう。

特に、現在の子供たちの生活習慣を踏まえると、学校のみならず保護者の理解と協力が必要となってくるので、当該校の実情を踏まえた行事や取組は効果的である。

また、食に関する指導の充実には、「給食の時間における食の指導や配膳指導等」、「保健体育における健康と食事」、「家庭科におけるバランスのとれた食事のとり方」、「道徳科における節度・節制」などを効果的に関連付けるなど、カリキュラム・マネジメントの確立が求められる。

なお、当該校の今後については、生活実態の調査・分析の継続と、定例化する独自の食育の学習を年間の指導計画に明確に位置付けることが課題となろう。

5 おわりに

昨今、各学校では、学校給食における安全性の確保やアレルギーへの対応、特別な支援を要する子供たちへの配慮など様々な課題に直面しており、その解決に向けた確で丁寧な対応が求められている。

学校栄養職員と同様に、栄養教諭は、安全でおいしい学校給食を提供するとともに、「栄養に関する専門性」と、「教育指導にあたる技量」を持つ存在として、食育のスペシャリストとしての誇りを持ち、食育の推進に積極的に取り組んでいくことを期待したい。